

## 小児慢性特定疾病に罹患する患者に対する

### 小児入院医療管理料の対象年齢の延長

骨子【Ⅲ－５（３）】

#### 第１ 基本的な考え方

長期にわたって小児科での診療を要する患者について、継続的な医療支援を確保する観点から、小児入院医療管理料の算定対象年齢を延長する。

#### 第２ 具体的な内容

小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている患者については、小児入院医療管理料の算定対象年齢を 15 歳未満から 20 歳未満に引き上げる。

| 現 行   | 改定案   |
|---|---|
| <p>【小児入院医療管理料】</p> <p>[対象者]</p> <p>別に厚生労働大臣の定める小児を入院させる病棟又は施設に関する基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た小児科を標榜する保険医療機関の病棟（療養病棟を除く。）に入院している 15 歳未満の小児について、当該基準に係る区分に従い、所定点数を算定する。</p> | <p>【小児入院医療管理料】</p> <p>[対象者]</p> <p>別に厚生労働大臣の定める小児を入院させる病棟又は施設に関する基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た小児科を標榜する保険医療機関の病棟（療養病棟を除く。）に入院している 15 歳未満の小児（<u>小児慢性特定疾病医療費の対象である場合は、20 歳未満の者</u>）について、当該基準に係る区分に従い、所定点数を算定する。</p> |